

警視庁麹町警察署長 殿

10・18 法大デモへの警備に関する申入れ

2013年10月16日

法政大学文化連盟
委員長 武田雄飛丸
全日本学生自治会総連合
委員長 斎藤郁真

記

法政大学文化連盟および全学連は、10月18日、法政大学市ヶ谷キャンパスにおいて法大解放総決起集会、および同キャンパスを出発点とするデモ行進を行う。この集会・デモの目的は、法大当局による学生への不当処分や学祭規制をはじめとする法政大学における学生自治破壊のすべてに反対し、大学の主人公は学生だという声を法大生と全国学生とともに上げ、団結を取り戻すことである。

われわれは、この集会・デモに対して、警察が違法・不当な「警備」をしないよう申し入れる。

法政大学での集会・デモに対し、警察は「警備」と称して、毎回100人もの多数の公安を動員して参加者への威嚇的な態度をとり、無断での写真撮影、ビデオ撮影などの集会破壊、人権侵害をおこなっている。これらの行為は、憲法21条が保障する集会および表現の自由、憲法31条に基づく人格権・プライバシーを侵害することは明らかである。

また警察は、これまで法政大学での集会・デモのたびに参加者を不当逮捕しているが、それらはいずれも起訴することもできず釈放となっている。たとえば、本年4月25日の法大集会・デモの際、斎藤郁真全学連委員長、武田雄飛丸文化連盟委員長らを不当逮捕しておきながら、勾留すらつけることができなかった。昨年4月19日の法大集会・デモでは、デモ中に公安警察がデモ参加者の学友を襲撃・拉致していくが、それも不起訴である。これらが示すように、公安警察は集会・デモ参加者に対し、起訴すらできないような不当なデッチ上げ逮捕を繰り返しているということである。つまり、このような行為を繰り返す公安警察の存在は、集会・デモの正当な権利への侵害以外のなものでもない。絶対に許されない。

とりわけ、以下のことを絶対におこなわないよう、申し入れるものである。

- ①警察が、デモ参加者に対する無断での写真撮影やビデオ撮影を行うこと。
- ②警察が、デモ参加者に対して威圧感を与える態度でいること。
- ③警察が、デモ参加者に対するデッチ上げ逮捕を行うこと。

事前の申入れにもかかわらず、上記の行為がなされた場合、われわれは絶対にそれをあいまいにしない。その現場において徹底的に抗議すると同時に、警察のこのような実態を全社会に明らかにし、どこまでも追いつめていく決意である。

以上。